

小牧市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 6 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市条例第 3 1 号

小牧市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

小牧市使用料及び手数料条例（昭和39年小牧市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2の7の表1の項中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に改め、同表2の項中「第5条の6第2項」を「第5条の16第2項」に、「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に改める。

別表第2の12の表中13の項を削り、14の項を13の項とし、15の項から42の項までを1項ずつ繰り上げ、同表備考中「17の項」を「16の項」に改める。

附 則

この条例は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、別表第2の12の表の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。